



海外赴任時の「納税管理人の届出書」

第 275 回

大内さん：こんにちは、みらい先生。実は、今年の 8 月からベトナムの子会社に赴任することになりました。「最低 3 年」ということでしたので、家族とともに一家で移住しようと思っています。そこで、いま住んでいる自宅を売却しようと考えているのですが、税金の観点では何か気をつけることはありますか？

みらい：わかりました。大内さんは、これまでは会社からのお給料のみの収入でしたか？

大内さん：はい、そうです。

みらい：では、もしご自宅を売却することになる場合、収入金額にもよりますが、所得税の確定申告が必要になりますね。また、税務署に対して「納税管理人の届出書」を提出することになります。

大内さん：確定申告はわかりませんが、「納税管理人の届出書」というのはなんですか？

みらい：日本で確定申告をする義務のある方の代理で、納税の手続きや書類の授受、申告書の提出を行う人を定める届出書です。

大内さん：国外に出て確定申告ができなくなると困りますもんね。ちなみに、納税管理人は誰がなれるのでしょうか。

みらい：納税管理人は日本に住所及び居所を有する者であれば個人でも法人でもなれますので、税理士や比較的連絡の取りやすいお勤め先の会社などがよろしいと思います。また、納税管理人の役割は納税申告書の提出や税務署から送付される書類の受取などで、あくまで納税者の代理人ですので、申告書作成や納税義務自体は大内さん本人にあります。

大内さん：わかりました。仮に自宅を売却せず収入が日本国内になればこの届出書は提出しなくてもよいのですよね？

みらい：はい。大内さんの収入は会社からのお給料ですので、出国する前に会社が年末調整を行います。

大内さん：いつも年末になると総務部から書類が届くあの「年末調整」ですか？

みらい：そうです。少し解説しますね。日本の所得税の申告は「暦年」で区切られますので、通常であれば 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の収入を税務署に申告するのが「確定申告」です。一方、収入が会社からのお給料のみのような方ですと、会社側で収入を把握しているので、個人にかわって、会社側で年間収入と税額を税務署に申告するのが「年末調整」です。

大内さん：なるほど。年末に会社が税金を精算し、給与で税金を調整してくれるから「年末調整」なのですね。

みらい：その通りです。これが原則なのですが、出国する場合は話が違います。年の途中で「1 年以上の予定で出国する場合」、つまり大内さんのような場合ですと、出国した時点で給料の所得は確定しますので、その時点で年末調整はできてしまうわけです。しかし、出国した後も日本で不動産売却収入がある場合は、別途その収入につき確定申告が必要になります。この場合に、日本で納税や申告の手続きを行う人を代理で立てる必要があるため、納税管理人の届出書を提出しなければならない、ということです。

大内さん：わかりました。確定申告も必要ですし、売却に出す場合は税理士に相談してみます。

みらい：また何かあればご相談ください。

大内さん：本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 9 拠点)

現地法人：中国 (北京・上海・深セン) ・マレーシア (KL) ・ベトナム (ホーチミン) ・シンガポール・タイ (バンコク)

JapanDesk：米国 (LA) ・中国 (大連) ・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/